

民事訴訟最終告知書

令和2年2月21日

訴訟番号 令和2年(ワ)第4号620

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

第1告知の理由

- 1 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
- 2 よって、告知人が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができると思われるので民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和2年2月15日訴状の通達を受け、かつ令和2年3月25日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟の取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局員までお問合せ下さい。

このまま連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達により出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして最終通知とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年2月27日

東京都千代田区麹町5-13-2

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構

(民事第一部)03-6308-7189 9:00~17:00(土、日、祝日を除く)

民事訴訟最終告知書

令和2年2月13日

訴訟番号 令和2年(ワ)第4号420

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

第1告知の理由

- 1 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
- 2 よって、告知人が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができるのであると考えるので民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和2年2月5日訴状の通達を受け、かつ令和2年3月5日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟の取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局員までお問合せ下さい。

このまま連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達により出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。
以上を持ちまして最終通知とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年2月19日

東京都千代田区麹町5-13-2

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構

(民事第一部)03-6384-4737 9:00~17:00(土日祝日を除く)